

鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

全国最後発で整備を進める鳥取県立美術館は、現在、令和7年3月30日開館に向け、整備を進めてきているところである。

開館に向け、県立美術館の開館が間近に迫っていることを全県に周知するとともに、「アート」という幅広いジャンル構成される分野において、「作品鑑賞」だけではない美術館の楽しさ、特色を全面に打ち出すことによって、美術館に対する抵抗感や敷居の高さを低減させ、開館後の来館に繋げることを目的とする。

この要領は、鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、最適な者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

(1) 業務名

鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務

(2) 業務内容

別添1「鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(4) 予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる単独事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有する者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。

ウ 令和6年7月1日（月）から同月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 令和6年7月1日（月）から同月24日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ この公募型プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

(2) 共同事業体による参加

構成員が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体のすべての構成員が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の構成員のうち、いずれかの者が上記(1)イの条件を全て満たしていること。

- ウ 共同事業体の全ての構成員が上記（１）のア及びウからオまでの要件を全て満たしていること。
- エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

4 募集方法

鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を、令和6年7月1日（月）から同月24日（水）までの間インターネットの鳥取県地域社会振興部美術館ホームページ（とりネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/art-museum/>）に掲載する。

5 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

（１）提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 事業者概要及び事業実績（様式第2号）※共同事業体の場合は、構成員すべてのもの

（２）提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年7月12日（金）午後5時15分まで
- イ 提出場所 16の場所
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参又は郵送の方法による。

（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）

なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、令和6年7月12日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。なお、併せて郵送したことを電話連絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、参加表明書、事業者概要及び事業実績を提出期限までに提出した者に限る。また、参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年7月19日（金）までに通知する。

6 質問の受付について

- （１）質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、令和6年7月17日（水）午後5時15分までの間に電子メール（様式自由）で質問すること。
- （２）電子メール以外での質問は受け付けない。
- （３）質問とその回答は、令和6年7月19日（金）までに全参加表明者に電子メールで送信するとともにインターネットの鳥取県地域社会振興部美術館ホームページ（とりネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/art-museum/>）に掲載する。

7 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

（１）企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業体の場合は様式第3-2号）
（ア）企画提案書の内容（項目）について

- ①企画提案書では「鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託プロポーザル審査要領」に記載する項目について記載すること。
- ②企画提案書では、仕様書に示す本件業務の要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。
- ③企画提案書に記載する内容は、見積額の範囲内で実現可能なものに限る。

(イ) 企画提案書の書式

- ①A4判用紙縦置き、左綴じ、ワープロ印刷を原則とする。
- ②企画提案書は、50ページ以内を原則とする。50ページより多い場合は、ダイジェスト版を併せて提出すること。

- イ 業務準備・実施スケジュール（様式任意）
- ウ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等（様式任意）
（※共同事業体の場合は構成員すべてのもの）

エ 業務受託見積書

<共同事業体にあっては次の書類を追加>

- オ 共同事業体協定書（予定案で可、様式任意※付録1を参照）
- カ 構成員の業務分担のわかるもの（様式任意※付録1を参照）

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年7月24日（水）午後5時15分まで
- イ 提出場所 16の場所
- ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする）とし、枚数は任意とする。
- エ 提出部数 正本1部、副本12部 計13部
- オ 提出方法 持参又は郵送の方法による。

（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）

なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、令和6年7月24日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。なお、併せて郵送したことを電話連絡すること。

(3) その他留意事項

- ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

8 審査会の設置

- (1) 別添2「鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書を審査するため、「鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は5名以上で構成する。

9 プレゼンテーションの実施

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション日時 令和6年8月上旬（参加者に後日通知する。）
- (2) プレゼンテーション場所 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心内
（参加者に後日通知する。）
- (3) プレゼンテーション持ち時間等 30分程度
企画提案書等の説明（20分程度）、質疑応答（10分程度）
- (4) 使用機器等
プロジェクター及びスクリーンは、委託者が会場に準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加者が準備すること。
- (5) その他
企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。
なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

10 選定方法等

- (1) 審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答を受けて、別添2「鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員が個別に審査採点（100点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。
- (2) (1)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
- (3) 審査結果は、インターネットの鳥取県地域社会振興部美術館ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/art-museum/>）で公表するとともに、参加者全員に通知する。また、公表の内容のうち審査結果については、契約者名及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 10により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での仕様書の変更の協議も含む。
なお、事業の一部変更や修正もあり得ることから、予定価格の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、10により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
情勢により契約締結前に本事業が中止となった時は、契約の締結に至らない場合がある。
- (2) 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

1.2 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.3 委託料の支払

委託料は、原則精算払とする。ただし、契約時に定める支払計画の範囲内において、委託者が必要と認める場合に、受託者の請求により前払いすることができるものとする。

1.4 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、委託者は委託契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

1.5 その他の留意事項等

- (1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- (3) 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、業務実施予定者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
なお、委託者に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (6) 3の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。また、次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - イ 5（1）の参加表明書の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (8) 受託者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。また、最優秀提案者に選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、委託者との契約関係を生じるものではない。
- (9) 著作権の取扱い
- ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。
- イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 委託者は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (10) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

16 問い合わせ先・各種書類提出先

〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5
鳥取県地域社会振興部美術館
電話：0858-47-3011
ファクシミリ：0858-47-3022
電子メール tottori-museum@pref.tottori.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/art-museum/>

17 スケジュール（再掲）

令和6年7月1日（月）	募集開始
令和6年7月12日（金）	参加表明書提出期限
令和6年7月17日（水）	質問の受付期限
令和6年7月19日（金）	参加資格の確認結果通知
令和6年7月24日（水）	企画提案書の提出期限
令和6年8月 中旬以降	契約締結